

令和2年11月6日（金）午後2時

大阪広域水道企業団  
経営管理部 総務課  
電話 06-6944-6862（直通）  
議会事務局  
電話 06-6944-6045（直通）

令和2年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会  
及び11月議員全員協議会の開催について

令和2年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会及び11月議員全員協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1. 日 時

令和2年11月13日（金）

- （1）11月議員全員協議会 12時30分から
- （2）11月定例会 13時から

2. 会 場

大阪府中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階 旬の間

3. 議 題

- （1）11月議員全員協議会

- 議事日程等

- （2）11月定例会

- 付議事件

- 企業長提出議案（議案3件、報告4件《別紙「提出予定議案等」参照》）

- 諸般の報告

- 監査委員報告1件《別紙「提出予定議案等」参照》

4. 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。

- 一般席の傍聴の定員は5人です。

- 会議当日、会場前で、12時から先着順で受付を行います。

5. 取材に関する留意事項

- 報道関係者席は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年と比べて座席を減らしております。ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。

- 受付は、会場前で、12時から開始します。

- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけないことがございますので、ご注意ください。

- 会場内ではマスクを着用してください。

- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

## 大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案

## ○議案

番号	名称	概要
第1号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工業用水道事業における、基本料金、超過料金及び使用料金並びに保証金の単価を改定する。</li> <li>○基本使用水量の減量などに係る負担金の算出方法について、必要な事項を定める。</li> <li>○施行期日 令和3年1月1日</li> </ul>
第2号議案	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金 9,826,321,929円のうち、1,791,804,727円を減債積立金、152,688,625円を水道事業統合促進積立金、1,700,000,000円を令和元年度特別利益積立金として積み立て、6,181,828,577円を資本金に組み入れる</li> <li>・市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金 4,933,916,609円のうち、1,442,114,677円を減債積立金、586,802,064円を建設改良積立金、10,131,431円を利益積立金として積み立て、2,894,868,437円を資本金に組み入れる</li> </ul> </li> <li>ことについて議決を求めるもの。</li> </ul>
第3号議案	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金6,107,275,115円のうち1,672,150,420円を減債積立金として積み立て、4,435,124,695円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。</li> </ul>

## ○報告

番号	名称	概要
第1号報告	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の水道事業会計の決算について報告する。</li> </ul>
第2号報告	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公営企業法の規定に基づき、令和元年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。</li> </ul>
第3号報告	令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和元年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし。</li> <li>・経営健全化基準 20%</li> </ul> </li> </ul>
第4号報告	債権放棄報告の件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和元年度に放棄した債権について報告する。</li> </ul>

## ○監査委員報告

名 称	概 要
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。